

## 河内長野市公設ごみステーション設置事業に係る 公募型プロポーザル募集要領

河内長野市公設ごみステーション設置事業の内容並びに同事業に係る公募型プロポーザルの各種手続、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

### 1 目的

決められた曜日と時間に収集を行う地域のごみステーションへのごみの排出が困難な世帯（主に共働きや夜間にお勤めの方の世帯等）への対応として、24時間ごみ（もえるごみ・ペットボトル・プラスチック製容器包装）を持ち込むことができる公設ごみステーションを整備することとし、その設置事業者を募集する。

事業者の選定に当たっては、費用だけではなく、設置する公設ごみステーションの機能（利便性、安全面、防犯面、アクセシビリティ等）、について専門的な視点から提案を受け、それらを総合的に評価することで優先交渉事業者を選定するものとする。

### 2 事業概要

#### (1) 事業名

河内長野市公設ごみステーション設置事業

#### (2) 設置場所

河内長野市資源選別作業所内

#### (3) 事業内容

資源選別作業所への入退室管理システム、防犯カメラ及び録画機、消防設備、夜間照明、ごみストッカー等の設置

I 基本条件 本事業は以下の条件を満たしたシステム導入及び付帯工事を行うこと。

- i 利用者の利便性向上及び市職員の事務負担軽減に寄与するシステム・設備であること。
- ii 容易に操作が可能なシステム・設備であること。
- iii 契約締結後、令和7年2月14日までにシステム・設備構築完了できること。
- iv 長期間にわたり、安定的な利用が可能であること。
- v 個人情報保護等、セキュリティ体制が整備されていること。
- vi 市職員からの問い合わせに対応するサポート相談体制があること。
- vii 屋外の施設であることを考慮に入れること。

## II 業務概要

### i 入退室管理システム

- ① ICカードやスマートフォンなどとの連携による二次元コードを資源選別作業所の門扉に設置した読取機器に読み込ませることで利用者の入退室時刻を記録できるシステムの導入
- ② 必要な機器の調達、設置及び導入に係る初期設定
- ③ クラウドサーバーや専用管理パソコンを用いて管理を容易に行えること
- ④ システム運用テスト及び不具合の修正

### ii 防犯カメラ（3台）及び録画機

- ① 本事業で設置する防犯カメラの撮影範囲は、出入口部及びごみストッカー設置部とする。さらに事業者が必要と考える撮影範囲を任意に追加することができる。
- ② 記録画素数・フレームレートについては、全て200万画素以上、4fps以上で記録するものとし、最適かつ有効な記録画素数とフレームレート等の設定内容を事業者が選択する。なお、これらは最低基準の内容であり、録画機の記録容量の許す範囲で、撮影箇所の特徴に応じて、より高い記録画素数とフレームレート等の設定の提案を行うことが望ましい。
- ③ マスキング機能については、防犯カメラごとに任意の範囲をマスキング設定・処理する機能を有すること。
- ④ 録画機は、実際に撮影した画像を概ね90日以上保存できる記録容量を備えていること。なお、記録方式は、記録画像を順次、上書き保存する方式とする。
- ⑤ 夜間視認可能な機能を有し、昼夜を問わず指定範囲を鮮明に撮影できること。
- ⑥ 記録用ハードディスクは適切な冗長性を確保し、ディスク障害に対応すること。

### iii 消防設備

火災により生ずる熱、燃焼生成物（煙）、炎を利用して自動的に火災の発生を感知し、建物内に設置された受信機へ火災信号を発信する設備の設置。

### iv 夜間照明（3台）

夜間利用者のために、20ルクス以上のLED夜間照明を防犯カメラ（出入口部及びごみストッカーの設置）に設置。

### v ごみストッカー（3台）

45リッターごみ袋が各ストッカー30袋程度収納可能なもの。

#### vi 電気工事、配線工事、設置工事等

本事業で提案する事業費には、入退室管理システム、防犯カメラ・録画機、消防設備及び夜間照明の稼働に必要な電気工事、配線工事、設置工事等の一切を含むものとし、効果的・効率的な工事の内容・方法を計画すること。

また、工事時期については本市と十分な協議・調整を行うこと。

#### vii その他仕様等

① 本事業で設置する機器類は、5年以上保守可能なものとし、設置後1年以上の保証を附帯すること。

② 本施設利用者の入退室口については、扉の閉め忘れによる不法侵入を防止する設備にするなど、セキュリティ対策を講じること。

なお、市民が立ち入るエリアは、別紙2に示す部分のみとし、それ以外は立ち入ることができないものとして必要な対策を講じ、全体設計すること。

③ 任意提案項目。本施設利用者は車で来場することが基本になる。資源選別作業所内に、来場者がごみを排出する一定時間に利用可能な、普通乗用車程度の駐停車機能を有すること。その際、門の改修や新設など、方法は問わない。

#### III 提案に当たっての留意事項

i 設置する機器類については、維持管理及び更新が容易となるよう考慮すること。

ii 利用者等のプライバシーにも配慮するとともに、撮影範囲には防犯カメラの設置・撮影に関する表示を行うこと。

iii その他本事業に関連して事業費内で事業者が実施できる任意の内容があれば、併せて提案すること。

#### IV 履行期間

令和6年11月上旬から令和7年3月31日まで（予定）

ただし、システム・設備構築については令和7年2月14日までに完了しておくこと。なお、システム・設備の完了時期にかかわらず、令和6年度内の保守を行うこと。

#### V 予算概要等

##### i 事業費限度額

10,400,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）であり、本予算額の範囲内で提案を求めるものである。

※令和6年度中におけるシステム稼働に係る利用料、保守費等はこの額に含むものとする。また、参考として、令和7～11年度（5年間）におけるシステム稼働に係る利用料、保守費等の総額を求める。

### 3 募集要領等の配布

#### (1) 契約担当課

〒586-8501 河内長野市原町一丁目1番1号 河内長野市役所4階  
河内長野市環境経済部環境衛生課

電話：0721-53-1111（内線406・407） FAX：0721-56-3160

メールアドレス：kankyouseisei@city.kawachinagano.lg.jp

業務時間：午前9時から午後5時30分まで（土・日・祝休日を除く）

#### (2) 募集要領等の配布

令和6年9月2日（月）から、本市ホームページへの掲載により行う。

### 4 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次の全ての要件を満たしていること。

- (1) 河内長野市の入札参加資格を有していること。
- (2) 国税及び市町村税を滞納していないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 河内長野市から指名停止を受けていない者であること。
- (5) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1号に違反した場合、同法に基づく処分が明らかになった日から3箇月を経過している者
- (6) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命じられていない者
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者であること（更生計画を認可された者は参加可）。
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること（再生計画を認可された者は参加可）。
- (9) 官公庁において、過去5年以内に本業務と同程度の入退室管理システムまたは防犯カメラの設置実績があること。
- (10) その他、関係法令を遵守すること。

### 5 現場見学会

企画提案書の作成のため、次のとおり現場見学会を開催する（参加は

電子メールにより受付とする)。

(1) 見学会の日時

第1回 令和6年9月5日(木) 午後1時から

第2回 令和6年9月6日(金) 午後1時から

(2) 集合場所

前記3(1)に同じ。

6 募集要領に関する質疑回答

(1) 質疑受付

令和6年9月12日(木) 午前9時から正午までに限り、電子メール(メールアドレスは前記3(1)に記載)により受け付ける。なお、電子メールの件名は「河内長野市公設ごみステーション設置事業に関する質疑」とし、電話連絡により受信確認を行うこと。

(2) 回答方法

前記6(1)の質疑に対する回答は、令和6年9月18日(水)に、本市ホームページに掲載する。

7 参加表明手続

(1) 参加表明書の提出

参加希望者は、次のとおり参加表明書等を提出しなければならない。なお、期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

I 提出書類

i 参加表明書(様式1)

ii 業務履行実績調書(様式2)

II 提出期限

令和6年9月24日(火) 午後5時30分[必着]

III 提出場所

前記3(1)に同じ。

IV 提出方法

持参又は郵送(一般書留又は簡易書留郵便に限る。)によること。

(2) 参加資格要件の確認及び企画提案書提出要請

前記4に定める参加資格要件の確認を行い、令和6年9月27日(金)に次に掲げる事項を記載した確認結果通知書により通知する。併せて参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を要請する。

I 参加資格を有すると認めた者にあつては、参加資格がある旨及び企画提案書の提出を要請する旨

II 参加資格を有しないと認めた者にあつては、参加資格がない旨及

びその理由

## 8 企画提案書作成要領

企画提案書の提出を要請された者（以下「企画提案者」という。）は、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出するものとする。

### (1) 提案内容

企画提案は、次の事項について提案すること。

- I 入退室管理システムの構成、運用及び機能等
- II 防犯カメラ・夜間照明の設置場所、撮影方向及び撮影範囲等
- III 防犯カメラ録画機等の仕様、特徴等
- IV 消防設備の種類、仕様及び特徴等
- V ごみストッカーの仕様及び特徴等
- VI 導入・運用開始までのスケジュール

なお、上記に関わる機器の配置などについては、次項の「別紙2」により示すこと。

### (2) 企画提案書の書式

企画提案の提出は、企画提案書（様式3）に次の書類（20ページ以内）を添付して行うこと。

- I 事業費積算内訳（別紙1）
- II 施設計画図（別紙2）
- III その他企画提案に必要な書類

### (3) 提出方法等

#### I 提出期限

令和6年10月2日（水）9時から令和6年10月9日（水）午後5時30分 [必着]

#### II 提出場所

前記3(1)に同じ。

#### III 提出方法

持参又は郵送（一般書留又は簡易書留郵便に限る。）によること。

#### IV 提出部数

11部

## 9 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

- (3) 募集要領で示した条件によらない書類の提出等があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

## 10 企画提案の審査方法及び評価基準

### (1) 審査委員会の設置

企画提案の審査、評価及び選定を行うため、河内長野市公設ごみステーション設置事業プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

### (2) プレゼンテーション等の実施

審査委員会において、提案内容をより理解するため、企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり行う。

#### I 実施方法

- i 1者ずつの呼び込み方式とし、1者の持ち時間は説明 20 分、質疑 10 分の計 30 分とする。
- ii 企画提案書の内容変更及び資料の追加配付は禁止とする。ただし、提案内容に変更のない範囲でスライド資料等を別途作成し、説明に使用することは可とする。
- iii プレゼンテーション等の説明者は、補助者を含めて4名までとする。
- iv 欠席をした場合は、企画提案書の審査、評価及び選定から除外する。

#### II 実施日時及び場所

別途、実施日時、実施場所等を通知する。

### (3) 審査項目及び評価基準

企画提案書及びプレゼンテーション等により、次の審査項目について、別紙評価基準に基づき審査及び評価を行う。

#### I 企画提案書に関する項目

#### II プレゼンテーション及びヒアリングに関する項目

### (4) 優先交渉事業者の選定

審査委員会において、前記 10(3)の審査及び評価により採点を行い、最低評価点（60 点）を上回る者の中から評価点の高い者から順に、最優秀提案者 1 者、次点提案者 1 者を選定する。

また、同点の場合は、審査委員会の協議により、最優秀提案者と次点提案者を選定する。ただし、企画提案者が 1 者の場合は最優秀提案者 1 者のみの選定となる。

### (5) 審査結果の通知及び公表

優先交渉事業者を選定したときは、速やかに企画提案者全者に対し、次の事項を通知するとともに、本市ホームページに掲載し公表するものとする。

#### I 優先交渉事業者

Ⅱ 企画提案者全者の名称と評価点数（本市ホームページの結果公表では、優先交渉事業者以外の者の名称は掲載しないものとする。）

11 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

本市は、選定で優先交渉事業者となった者と業務内容及び委託金額について協議し、協議が整った場合は、その協議内容に基づき本業務の随意契約を行う。ただし、優先交渉事業者と協議が整わない等の理由で契約が不調となった場合は、次点提案者を交渉権者として協議を行う。

(2) 契約者

河内長野市

(3) 契約保証金

河内長野市契約事務規則（平成8年河内長野市規則第7号）第44条の規定による。

12 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(3) 提出された書類は返還しない。

(4) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

(5) 企画提案書等は原則として公開しない。ただし、本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、企画提案書等を公開する場合がある。

### 13 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりである。

実施内容	実施期間又は期日
募集要領等の配布	令和6年9月2日(月)
現場見学会	第1回 令和6年9月5日(木) 第2回 令和6年9月6日(金)
質疑受付	令和6年9月12日(木)
質疑回答	令和6年9月18日(水)
参加表明書の提出	令和6年9月24日(火)
参加資格の審査結果通知及び企画提案書提出要請	令和6年9月27日(金)
企画提案書の提出	令和6年10月2日(水) 9時から 令和6年10月9日(水) 17時30分まで
プレゼンテーション等	令和6年10月中旬(予定)
企画提案書審査結果の通知	令和6年10月下旬(予定)
契約締結	令和6年11月上旬(予定)

## 1 審査項目

審査項目		審査内容	配点
会社概要・実績・技術力		<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務を履行するための十分な経験、技術力を有するか。</li> <li>・同種または類似業務の受託実績が十分であるか。</li> </ul>	10点
企画提案書	入退室管理システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・募集要領の事業内容を十分に満たし、設置費及び設置後の維持管理の負担を考慮した製品を採用しているか。</li> <li>・利用者にとって使いやすいシステムとなっているか。</li> </ul>	20点
	防犯カメラ・録画機	<ul style="list-style-type: none"> <li>・募集要領の事業内容を十分に満たし、設置費及び設置後の維持管理の負担を考慮した製品を採用しているか。</li> <li>・防犯性に優れたカメラ配置になっているか。</li> </ul>	20点
	消防設備・夜間照明・ゴミストッカー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・募集要領の事業内容を十分に満たし、設置費及び設置後の維持管理の負担を考慮した製品を採用しているか。</li> <li>・減災に優れた消防設備になっているか。</li> </ul>	15点
	提案価格※1	配点(20点)×(提案価格のうち最低価格/提案者の提案価格)	20点
	任意の提案内容※2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業に関連した任意の提案(利用者の利便性向上に資するもの、セキュリティ対策)があり、その内容は評価できるものか。</li> <li>・Ⅱ vii その他仕様等③に関する、駐停車機能について (提案がない場合は0点とする。)</li> </ul>	15点
合計			100点

※1 提案価格は、令和6年度事業費と令和7～11年度(5年間)におけるシステム稼働に係る利用料、保守費等の総額を合わせた金額とする。

※2「任意の提案内容」について、原則として見積書で提出する見積金額の範囲内で実施するものとする。ただし、別に契約を締結するなど、金額を協議の上、実施が可能なものについては、その内容及び実施するために必要となる概算金額を明記すること。この場合、提案内容と概算金額を総合的に勘案し、実現性及びその効果を評価するものとする。

## 2 評価基準

評価基準	得点
高く評価できる	配点×1.0
評価できる	配点×0.8
普通	配点×0.6
あまり評価できない	配点×0.4
評価できない	配点×0.2

## 3 評価方法

(1) 審査項目のうち、「企画提案書（入退室管理システム、防犯カメラ・録画機、消防設備・夜間照明・ごみストッカー、任意の提案内容）」については、主観的審査項目として、各委員が評価基準により評価を行う。なお、各委員の平均（小数点以下第3位切り捨て）を各項目の得点とする。

(2) 審査項目のうち、「会社概要・実績・技術力、企画提案書（提案価格）」については、客観的審査項目として契約担当課が評価を行う（小数点以下第3位切り捨て）。

(3) (1)(2)による得点の合計を各企画提案者の評価点とする。